

さ情審査答申第79号  
平成23年12月2日

さいたま市教育委員会  
委員長 大谷幸男様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 池上純一

### 答申書

平成23年2月25日付けで貴職から受けた、「朝鮮学校に支出している補助金に係る文書の一切（今年度までの全ての文書）」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

#### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成22年12月27日付け教学指1第7583号によりさいたま市教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った本件対象行政情報の一部開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

#### 第2 審査請求人の主張の要旨

##### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分について取り消し、本件対象行政情報のうち金融機関の預金種別（当座・普通の別）、指導者氏名及び朝鮮学校から提出のあった文化・体育交流補助事業完了報告書に基づいて補助金の確定を行った文書（以下「補助金確定文書」という。）の平成16年度分の開示を求めるものである。

##### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

法人情報は、法人経営に支障があるなど一定の場合にのみ非公開にできるのであって、金融機関の預金種別（当座・普通の別）については、それを公開したとしても、支障が生ずるとは凡そ考えられない情報であるから、公開すべきである。

指導者氏名については、個人情報とされているが、法人に属する個人である情報であるから、法人情報とするのが正しく、個人情報として非公開としたことには誤りがあるから、結論としては非公開が相当かもしれないが、理由に誤りがある以上、処分を取り消す必要がある。

平成16年度補助金確定文書（以下「当該文書」という。）について、実施機関からの連絡によれば、既に廃棄しているとのことであったが、さいたま市文書管理規則（平成13年5月1日規則第14号。以下「文書管理規則」という。）上は、5年間の保存期限であり、現時点においては、当該文書の保存期限はまだ経過していないから、開示請求者の立場としては廃棄しているとの説明を直ちに受け入れることができない。

また、実施機関は、誤って廃棄したと説明しているが、文書の廃棄には、事実上の廃棄と法的廃棄があるのであるが、事実上廃棄されているものの、法的には廃棄すべきでない文書である当該文書については、非公開の処分ないし理由の記載は「本来保存していなければならない文書であったが、誤って廃棄したため、不存在となってしまう」とすべきである。当該文書について、文書管理規則において5年間の保存とされていることからすれば、開示請求者としては、5年分についての文書が保存されているとの期待を有していること、また、実施機関側から見ても、5年分についての文書を保管しておく義務があることからすれば、それに反して廃棄されているというときに、そのことの通知を怠ることは、開示請求に対して正しく応答したことになる。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 埼玉朝鮮初中級学校文化・体育交流補助金（以下「補助金」という。）は、埼玉朝鮮初中級学校（以下「朝鮮学校」という。）の文化・体育の交流活動の振興をはかるため、朝鮮学校に対して、該当年度の予算の範囲内において、補助金を交付するものであり、補助金交付の対象は、文化的交流に関する事業、体育的交流に関する事業である。

補助金交付の事務の流れは、朝鮮学校から、文化・体育交流事業の実施前に収入支出予算書、事業計画書を添えて補助金交付申請書が提出され、当該事業完了後に収入支出決算書、事業概要報告書、その他市長が必要と認める書類を添えて補助金事業完了報告書が提出され、これに基づき交付すべき補助金の額を確定しているものである。

- 2 審査請求人から開示請求された行政情報「朝鮮学校へ支出されている補助金に係る文書の一切（今年度までの全ての文書）」に関して、実施機関が特定した行政情報は次のとおりである。

補助金交付要綱の一部改正について（平成17年度）  
補助金交付に係る諸様式の送付について（平成17～22年度）  
支出負担行為伺書（一般）「補助金」（平成17～22年度）  
補助金事業完了報告書の提出について（平成17～21年度）  
補助金交付額の確定について（平成17～18年度）  
補助金の確定について（平成19～20年度）  
補助金事業完了報告書について（平成21年度）  
支出命令書「補助金」（平成17～21年度）

なお、補助金に関する行政情報については、保存年限5年間であるため、平成17年度以降の個別フォルダにある全ての文書を、本件対象行政情報として特定したものである。

そして、上記行政情報のうち、支出負担行為伺書(一般)「補助金」(平成17～22年度)・支出命令書「補助金」(平成17～20年度)中の、文化・体育交流補助事業計画書における指導者氏名、補助金交付額の確定について(平成17～18年度)・補助金の確定について(平成19～20年度)・補助金事業完了報告書について(平成21年度)中の、文化・体育交流補助事業報告書における指導者氏名、及び支出命令書「補助金」(平成17～21年度)中の、相手方区分欄の口座情報、同じく補助金請求書における振込先欄及び通帳の表紙のコピーを不開示と決定した。

- 3 法人の口座情報については、法人の内部情報であり、公にすることにより悪用される可能性もあることから、条例第7条第3号に基づき法人の正当な権利利益を害するおそれがあるため、不開示情報としたものである。

審査請求人は、金融機関の預金種別（当座・普通の別）については、開示すべきであると主張しているが、口座情報である金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人という一連の情報は、口座情報一式として一括して扱われるものであるため、普通・当座の預金種別だけ開示することは、適当ではないと判断したものである。

- 4 指導者氏名については、条例第7条第2号に該当し、特定の個人を識別することができる個人に関する情報であるため不開示とした。

法人を代表する者は法人情報として取扱っているが、当該部分である指導者氏名は、法人の代表者ではなく、かつ当該補助事業の実施にあたり児童生徒を指導した個人の活動であるという側面から、個人に関する情報として不開示としたものである。

なお、朝鮮学校は公立学校ではないため、同校職員は公務員には当たらない。

- 5 本件対象行政情報については、保存年限5年の文書であるため、平成17年度以降の個別フォルダに存在するすべての文書を開示したものである。

審査請求人は、平成17年度の補助金の確定文書が、平成18年度発生

文書になっていることから、平成16年度の補助金確定文書も平成17年度発生文書になっているはずであると主張しているが、補助金の確定については、朝鮮学校から提出される補助金事業完了報告書の提出日及び審査期間に大きく左右されるものであり、平成17年度分の文書については平成18年6月16日に決裁されているが、平成20年度分の文書については平成21年3月31日に決裁されている。したがって、平成17年度発生文書の個別フォルダに平成16年度文書が存在していない以上、平成16年度補助金確定文書は、平成20年度文書と同様に、平成16年度内に決裁されたものと考えている。

また、文書の所在が明確になる、「電子文書管理システム」は平成17年10月3日から運用が始まったものであり、それ以前の文書については、特定することができない。さらに、ファイル基準表でもフォルダの存在については確認できるのであるが、当該文書については確認できなかった。

したがって、平成16年度発生文書を保管する個別フォルダは、平成22年4月1日付けで廃棄済みであるため、当該行政情報は存在しない。

なお、審査請求人は「市側は誤って廃棄したと説明しているが」と記載しているが、実施機関はそのような説明をしたことはない。よって、当該文書を誤って廃棄したとの審査請求人の主張は当たっていない。

#### 第4 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象行政情報について

実施機関は、当該補助金に関する文書をその発生年度ごとに個別フォルダに収納し保管しているが、文書管理規則によると、補助金に関する文書は第3種文書（5年間保存される文書）に位置づけられている。したがって、同規則に照らしてその保管が義務付けられている文書は、平成17年度以降の個別フォルダ内の文書ということになり、本件対象行政情報として特定されることになる。

次に、審査請求人は、本件対象行政情報のうち支出命令書等に含まれる法人の口座の預金種別（当座・普通の別）及び事業報告書等に含まれる指導者氏名の不開示決定及び、平成16年度補助金確定文書の不開示に関して不服を申し立てているため、当該部分について、本件処分が妥当であるか否か判断する。

##### 2 法人の口座情報について

支出命令書等に含まれる法人の口座情報については、金融機関における法人の口座は、法人が金銭の出納・管理を行うために開設するもので、一般的に取引関係にある者以外の第三者に広く知られることを予定して

いない情報であり、専ら当該法人の内部管理情報に当たるものである。

したがって、当該法人は当該口座情報を、相手方を限定することなく公開しているとは認められない。

また、当該情報が公にされた場合、他人の口座に対して一方的に入金を行い法外な利息を請求するというような事態も起こりうることを鑑みると、本件対象行政情報に記録されている当該情報は、法人等の正当な利益を害するおそれのある情報と認められ、条例第7条第3号に該当する不開示情報といえる。

なお、審査請求人は口座情報のうち、金融機関の預金種別（当座・普通の別）については、それを開示しても、法人経営に支障が生じるとは凡そ考えられないと主張しているが、預金種別も口座情報の一部であり、かつ、口座情報のうち預金種別のみ明らかにしたところで、ことさら有意な情報とは考えられないため、預金種別も含めて不開示情報とした本件処分は是認できる。

### 3 指導者氏名について

審査請求人は、事業報告書等に含まれる指導者氏名については、法人に属する個人であるから、法人情報とするのが正しく、個人情報として不開示としたことは、理由に誤りがあると主張している。

しかしながら、指導者の氏名は、当該補助事業の実施にあたり児童生徒を指導した教職員の氏名であるというのであるから、当該法人の代表者又はこれに準ずる地位にある者がその職務として行ったものとはいえず、専ら構成員個人の活動に関する情報であると考えるのが相当である。

したがって、当該法人の構成員である指導者の氏名を条例第7条第2号の規定により、不開示情報とした本件処分は妥当であり、審査請求人が主張する理由の誤りも認められない。

なお、本件指導者は朝鮮学校の教職員であり、公立学校の教職員ではないことから公務員ではないため、条例第7条第2号ウにも該当しない。

### 4 平成16年度補助金確定文書について

実施機関の説明によると、審査請求人は実施機関に対し、補助金確定文書について、平成17年度分は翌年度に確定し平成18年度発生文書の個別フォルダに保管されていることから、平成16年度分も平成17年度発生文書の個別フォルダに存在するはずであると主張したとのことである。

実施機関が、平成17年度以降の個別フォルダに存在する文書を本件対象行政情報として特定したことは前述のとおりであるが、そうすると、審査請求人が主張するように、平成16年度補助金の確定が翌年度に行

われているのであれば、当該文書は平成17年度の個別フォルダ内に保管されているはずである。

補助金確定文書の各年度における文書管理については、平成17年度分、平成18年度分、平成19年度分がそれぞれ翌年度に補助金確定文書の処理が行われているのに対し、平成20年度分、平成21年度分は、当該年度中に補助金確定文書の処理を行っていることが確認できることから、平成17年度発生文書の個別フォルダに当該文書が存在しない以上、平成16年度分も平成20年度分及び平成21年度分と同様に、当該年度内に補助金の確定が行われたものと推測される。また、他に当該文書の存在を窺わせるような事情も認められない。

したがって、平成16年度発生文書の個別フォルダは5年間の保存期間の満了に伴い平成22年4月1日付けで廃棄されていることから、当該文書は「本来保存していなければならない文書であった」とはいえず、「誤って廃棄したため、不存在となってしまう」ものでもない。

以上のことから、平成16年度補助金確定文書を本件対象行政情報とせずに行った本件処分は妥当であると認められる。

- 5 よって、審査請求人のその余の主張については、審議するまでもなく、本件処分は妥当である。
- 6 以上のとおり、本件審査請求について、当審査会は上記第1の結論のとおり答申する。

## 第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

	平成23年 2月25日	諮問の受理
	同 年 3月17日	審議
	同 年 3月23日	実施機関から理由説明書を受理
	同 年 7月28日	審議
	同 年 8月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
	同 年 9月22日	審議
	同 年 11月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)